

大阪市立難波元町小学校 P T A 規約

第1章 名 称

- 第1条 この会は、大阪市立難波元町小学校 P T A という。
2 この会は、事務所を難波元町小学校(浪速区元町 1-5-30) に置く。

第2章 目 的

- 第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
- (1) 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
 - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護善導する。
 - (3) 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
 - (4) 学校に対する公費の確保に協力する。
 - (5) 会員相互の親睦をはかる。

第3章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推せんしない。
 - (4) この会は自主独立のものであって他の団体から支配統制または干渉を受けない。
 - (5) 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
- (1) この学校に在籍する児童の保護者。またはこれに代わる者
 - (2) この学校の教職員
 - (3) この会の趣旨に賛同するもので実行委員会の承認を得た者
- 第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

- 第7条 この会の経費は、会費、事業収入および自発的寄付金をもって支弁される。
- 第8条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。
- 第10条 この会の会費は、月額一口 100 円とする。

- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第6章 役員とその選挙

- 第14条 この会の役員は次のとおりである。
- (1) 会長 1名 保護者
 - (2) 副会長 1名以上 保護者
 - (3) 書記 1名以上 保護者
 - (4) 会計 1名以上 保護者
- 2 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。
3 役員は他の役員または会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。
2 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。
- 第16条 役員の選出は会員からの立候補、推薦、および実行委員会からの推薦候補者について、会員の直接投票により選出する。選出方法は、総会に出席した会員の無記名投票によって選出されることを原則とする。
- (1) 候補者の指名は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
 - (2) 役員は5月1日より就任する。
- 第17条 会長に欠員を生じたときは副会長が昇格する。任期は前任者の留任期間とする。
- 第18条 会長以下の役員に欠員が生じたときは実行委員会がこれを補佐する。任期は前任者の残留期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

- 第19条 この会の目的ならびに方針について充分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選出されることができる。
- 第20条 会長は次の職務を行う。
- (1) 総会および実行委員会を招集し会議の議長となる。
 - (2) 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会の委員長と副委員長を任命する。
 - (3) 実行委員会の承認を得て常置委員会および特別委員会の委員を任命する。
 - (4) 各委員会（会計監査委員会を除く）その他の集会に出席して意見を述べることができる。
 - (5) この会の資産を管理する。
- 第21条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第22条 書記は次の職務を行う。
- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
 - (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第23条 会計は次の職務を行う。
- (1) 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

- (2) 予算の立案にあたる。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

- 第24条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。
2 会計監査委員会には委員長の外、3名以内の副委員長を置く。
- 第25条 会計監査委員長の選挙および就任は第16条に準じて行う。
2 会計監査委員長は3名以内の副委員長を選任する。
- 第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告する。
- 第27条 会計監査委員の任期は一年とする。
- 第28条 会計監査委員長、副委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 総会

- 第29条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第30条 総会の定足数は全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第31条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには会長はいつでも臨時総会を招集する。
- 第32条 総会は毎年2回以上開催する。
- 第33条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第10章 実行委員会

- 第34条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長、および校長、教頭、教務主任をもって構成される。
- 第35条 実行委員会の任務は次のとおりである。
(1) 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
(2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
(3) 総会に提出する議案を調整する。
(4) 必要あるときは特別委員会を設ける。
- 第36条 実行委員会は学期毎1回を定例とする。
2 実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置委員会および特別委員会

- 第37条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案するために次の常置委員会をおく。
(1) 学級委員会
(2) 広報委員会
(3) 成人教育・人権啓発活動委員会
(4) 給食保健委員会

- (5) 校外地域委員会
 - (6) 成人体育・厚生委員会
- 第38条 この会の特定の目的を遂行するために必要あるときは特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会は、その任務を終わるとともに自動的に解散する。
 - 3 特別委員会の委員長は必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第39条 各常置委員会および特別委員会の委員長は他の役員および校長の意見を聞いて会長が任命する。
- 2 委員は委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て会長が任命する。
- 第40条 各常置委員会ならびに特別委員会の委員長および委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
- 2 常置委員会相互間において委員は他の委員を兼ねることはできない。
- 第41条 学級委員会の任務は次のとおりである。
- (1) その学級の会員が会員としての義務と権利を全うするようにつとめる。
 - (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
 - (3) 保護者と教職員、および保護者相互の連絡と親睦をはかる。
- 第42条 広報委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 会員に対し情報を伝達する。
 - (2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るようにつとめる。
 - (3) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連絡をはかる。
- 第43条 成人教育・人権啓発活動委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 教育水準を高めるために会員に対し成人教育を行う。
 - (2) 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
 - (3) 地域関係諸団体と連携し、会員の人権意識の向上、啓発につとめる。
- 第44条 給食保健委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 学校給食が十分な効果をあげるように協力する。
 - (2) 家庭の食生活の改善につくす。
 - (3) 会員の保健衛生に対する理解を深める。
 - (4) 家庭の保健事業に協力する。
 - (5) 学校の体育事業に協力し、児童の健康増進につとめる。
- 第45条 校外地域委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 児童の家庭生活、社会生活の保護善導につとめる。
 - (2) 地域内の関係団体機関および、それらの活動に協力する。
 - (3) 児童の交通安全をはかる。
 - (4) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡につとめる。
 - (5) 地域社会の環境の改善につとめる。
- 第46条 成人体育・厚生委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 体育的行事を通して、会員相互の親睦をはかり、体位向上につとめる。
 - (2) 児童および会員の福利厚生をはかる。
- 第47条 校長は各常置委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第48条 各常置委員会および特別委員会はその事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第12章 顧問

- 第49条 この会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問はこの会の重要事項について諮詢に応じる。

第13章 改正

- 第50条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

付則 この規約は令和7年5月1日より実施する。

(平成元年5月30日一部改正)

(平成22年4月21日一部改正 平成22年5月1日施行)

(平成23年3月24日一部改正 平成23年4月1日施行)

(平成29年5月13日一部改正 平成29年6月1日施行)

(令和7年4月25日一部改正 令和7年5月1日施行)

クラブに関する要綱

(クラブの承認)

- 第1条 PTA会員によるPTAの趣旨に沿った自発的な活動を、クラブ活動と呼ぶ。PTAはこのクラブ活動をサポートするため、本要綱を定める。
- 第2条 各クラブ活動をPTAの組織として承認するようにクラブの代表者から申請があった場合は、PTA会長が承認する。
- 第3条 クラブの構成人数は5名以上（団体競技の場合は、その競技を行う最低人数）であること及び年度間2回以上の活動計画があることを必要とする。
- 第4条 必要人数未満の状態が半年以上続いた場合、もしくは活動実績が年度間2回未満であった場合、また、クラブ代表者から解散の申し出があった場合、PTA会長は承認を取り消すことができる。
- 第5条 承認を取り消されたクラブの備品等は、PTA会長の判断により処分することができる。

(助成金)

- 第6条 PTAはクラブに対して、活動費の一部を助成金として支給することができる。
- 第7条 助成金の申請方法及び助成金の対象となる活動項目については、PTA会長が決定する。なお、活動費には飲食費を含めないが、活動に伴う飲料（お茶・スポーツドリンク等）に係る費用は活動費とし、飲食費には含めない。
- 第8条 助成金は活動費の半額とし、一人当たり月300円を上限とする。ただし、本校に在籍しない児童、またはPTA会員ではない世帯の保護者に対しては助成金を交付しない。なお、助成金が発生しなかった月の助成金を繰り越すことはできない。

(報告事項)

- 第9条 各クラブは次のことをPTAに報告しなければならない。
- (1) 代表者 当該クラブを代表し、統括する。
 - (2) 会計 当該クラブの経理処理を担当する。
- 第10条 各クラブは年度終了後、速やかに次の事項をPTAに報告しなければならない。
- (1) 活動報告書
 - (2) 活動計画書（予算を含む）

(協賛金)

- 第11条 PTAは各クラブがPTA会員を対象とした行事を開催する場合、これに協賛し費用の一部を負担することができる。

(改定)

- 第12条 この要綱を改定する場合は、総会の承認を必要とする。

以上